

## 国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法第11条第3項の規定により、次のとおり公表します。

### 令和6年11月1日から令和7年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
令和7年 7月17日	総務省大臣官房 総括審議官	(社)輿論科学協会	通信利用動向調査	中郷町小野矢指 中郷町汐見ヶ丘 磯原町木皿 磯原町上相田 華川町上小津田 華川町下小津田 華川町小豆畑 華川町花園 平潟町 計172名